税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉗〕所得税関係

災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)

Q. 近年、台風・豪雨、地震等自然災害が多発しています。そこで、資産に損害を受けた時に受けられる控除を教えてください。

A. 概要

災害または盗難もしくは横領によって、下記の「雑損控除の対象になる資産の要件」にあてはまる資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

㈱　雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

１．雑損控除の金額

次の⑴と⑵のうちいずれか多い方の金額です。

⑴　（損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等の額）－（総所得金額等）×10％

⑵　（災害関連支出の金額－保険金等の額）－５万円

（注１）「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。

「損害金額」については、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額の「合理的な計算方法」で計算することができます。

また、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から非業務用資産として計算した減価償却費累積額相当額を控除した金額を基礎として損害金額を計算することもできます。

（注２）「災害等関連支出の金額」とは、次のような支出をいいます。

①　災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など

②　盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出など

（注３）「保険金等の額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額をいいます。

保険金等の額は、まず、損害金額から差し引き、保険金等の額が損害金額を超える場合には、災害（等）関連支出の金額から差し引きます。

（注４）「災害関連支出の金額」とは、上記（注２）①の金額をいいます。

対象者または対象物

１．雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

⑴　資産の所有者が次のいずれかであること。

イ　納税者

ロ　納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）の方

⑵棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

㈱「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で保有する不動産（平成26年４月１日以後は同じ目的で保有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権など）も含まれます。）や貴金属（製品）や書画、骨董など１個または１組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいいます。

２．損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

⑴　震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害

⑵　火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

⑶　害虫などの生物による異常な災害

⑷　盗難

⑸　横領

なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。

手続き

１．申告等の方法

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

なお、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後３年間（東日本大震災又は令和５年４月１日以後に発生する特定非常災害

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

により生じた損失額については、５年間）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます（雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。）。

㈱「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第２条第１項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。

また、給与所得のある方について、平成31年４月１日以後、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付または確定申告書を提出する際の提示が不要となりました。ただし、確定申告書を作成する際には引き続き給与所得の源泉徴収票が必要となりますので、税務署等へお越しになる際には忘れずにお持ちください。

根拠法令等

所法２、62、71、71の２、72、87、120、所令９、178、203、204、204の２、205、206、262、災免法２

（税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿）（監修：関東信越税理士会　松本支部）

イイね！ふるさと！

塩尻ワイナリーフェスタ（塩尻市）～ワインとぶどうの街　塩尻の魅力を発信～

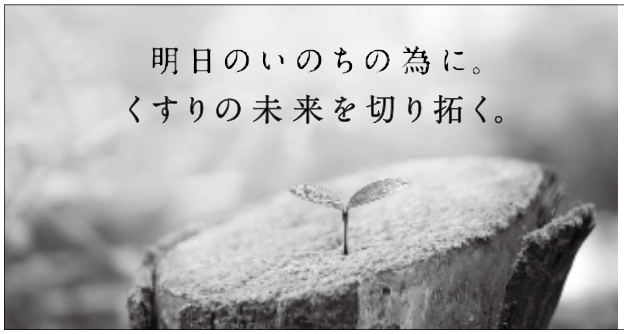


長野県のほぼ中央に位置する塩尻市。明治時代に先人たちがワイン造りに取り組み、たゆまぬ努力を続けてきた結果、今では国内を代表するワイン産地としてその名をとどろかせています。現在、市内には明治以来の老舗ワイナリー、全国トップクラスの流通量を誇る大手ワイナリー、個人経営の新興ワイナリー、さらには日本でも数少ないワインの醸造について学べる高校などがあるまさにワインの街となっております。

そんなワインの街の魅力を大勢の方々に知っていただくためのイベントとして行われているのが『塩尻ワイナリーフェスタ』です。今年は５月17日に開催されたのですが、宗賀地区の平出遺跡公園を会場に、市内の多くのワイナリーが自慢のワインを提供するワイン関連ブースや、様々な飲食販売ブースが出店され、緑豊かな自然の中でワインの魅力を堪能できる「ワインピクニック」と、平出遺跡公園から発着する専用の循環バスに乗って、各ワイナリーをめぐる「ワイナリーめぐり」が行われました。ちなみに「ワイナリーめぐり」は６年ぶりに開催され、要望の多かった塩尻の伝統工芸品“木曽漆器”の技法によりつくられた漆塗りグラスの提供も数量限定で復活したそうです。

今年はあいにくの天気の中での開催となってしまいましたが、全国から2,000人を超えるワイン愛好家が集い塩尻の豊かな自然、そして特産のワインの味を楽しみ、ワイン造りに携わるワイナリーの情熱を感じてくださったことと思います。ワインとぶどうの街塩尻の魅力を発信する素晴らしいイベント「塩尻ワイナリーフェスタ」をご紹介いたしました。

（清沢和恵編集委員）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号